

第1号様式(第5条関係)

平成29年度 指定管理者年度総合評価表

作成年月日	平成30年7月20日
-------	------------

1 指定管理者概要

施設名	別海町交流館ぶらと	
所在地	別海町別海旭町67番地の1	
施設概要	設置目的 町民の心身の健康と生活文化の向上を図るため、 研修、交流を深め、知識と教養を高める場として設置 施設規模 1,199.908㎡	
指定管理者	名称	別海町商工会
	代表者	会長 橋本 淳一
	所在地	別海町別海旭町67番地の1
指定期間	平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日	
指定管理者の業務	(1)施設の管理に関する業務 (2)施設の運営に関する業務 (3)施設の経営管理に関する業務 (4)その他法律等により義務づけられている書類の作成と関係 機関への提出 (5)その他の業務	
町の所管課	産業振興部商工観光課	
	電話	0153-75-2111(内線 1623)
	E-mail	syoukou@betsukai.jp

2 指定管理者による自己評価

評価	別海町交流館の管理運営は、関係法令を遵守するとともに、 本施設が町民等の利用に供する公の施設であることを前提に 取り組んで参りました。来館者はバス利用者、会議利用者、トイ レ利用者、休憩場所として利用する町民等ですが、挨拶等の接 遇、バス利用者への路線や時刻の説明、会議利用者の利用申 込から終了までの事務対応等々、常に迅速かつ正確な対応に 努めました。また来館者の事故は皆無でした。施設の維持管理 については、施設管理、施設保守点検、施設警備を専門業者に 委託する一方、職員が毎日施設内外を見回り点検し修繕個所 の早期発見で修繕コストの削減に努めました。また施設周辺の 環境整備も定期的な点検を行い、駐車場の維持管理、除雪や 植栽の剪定等においても職員が実施致しました。
今後について	現在の管理運営に加え、本施設が町民は勿論、町外者が気 軽に利用できる公の施設として更に充実を図るため、来館者か ら意見・要望を聞く取り組みを実施する。また、災害時や緊急時 に対応するためのマニュアルを作成し、避難訓練等の実施も検 討致します。

3 町(所管課)の総合評価

評価	施設の設置目的を踏まえ、関係法令等を遵守し適切に運営を 行っていた。また、施設、設備等の修繕を随時行い、大きな修繕 等があった場合は随時町に報告し、協議により修繕を行ってい た。定期的な清掃、草刈を行うなど維持管理がされていた。
指摘事項	建築後20年以上が経過していることから、設備等の経年劣化 が進んでいるため、修繕が必要な場合は、規模に応じて所管課 と協議の上、計画的な対応を行うこと。

4 管理運営状況に係る個別評価

評価欄への記入内容
◎： 町が示した条件や内容を上回る水準で管理運営されていた
○： 町が示した条件や内容が概ね達成されていた
×： 町が示した条件や内容が達成されていなかった
特記事項への記入内容
特記事項への記入内容は、評価が◎又は×となった項目についてのみ記載

(1)管理・運営状況

指標	評価	特記事項
開館日、開館時間の状況	○	
法令の遵守の状況	○	
適正な人員配置状況	○	
従業員の労務環境確保の状況	○	
障がい者の雇用状況(該当がある場合)	—	該当なし
従業員への教育・研修状況	○	
緊急事態への対応状況	×	緊急時対応マニュアルを整備し、従事者に周知徹底を図るよう指示した。
書類等の管理保存状況	○	
報告書の提出状況	○	
利用料金の取扱状況(該当ある場合)	○	
利用料金の減免状況(該当ある場合)	○	
口座管理、経理の区分状況	○	
管理物件に対する損害賠償、第三者への賠償状況	—	事例なし
付保する保険(保険加入を指定している場合)の状況	○	
重要事項の変更の届出状況	—	事例なし
施設の使用許可及び使用条件等の状況	○	
施設、設備の保守管理状況	◎	外部委託による施設管理、保守点検のほか、職員の定期的な見回りにより、早期修繕等適切に管理をおこなっていた。
備品の管理状況	○	
清掃業務、保安業務、その他必要な衛生管理業務等の状況	◎	外部委託による清掃のほか、職員による垣根の剪定等の環境整備や定期的な見回りにより、適切に管理を行っていた。
自主事業の状況(選定時に提案があった場合のみ必須)	—	該当なし
環境への配慮(町から事前に条件を示している場合のみ必須)	◎	施設内の節電やごみの分別等、環境への配慮に努めていた。

